

平成27年度社会復帰促進等事業における新規事業

- 1 長期にわたる療養を必要な労働者のための復職等支援

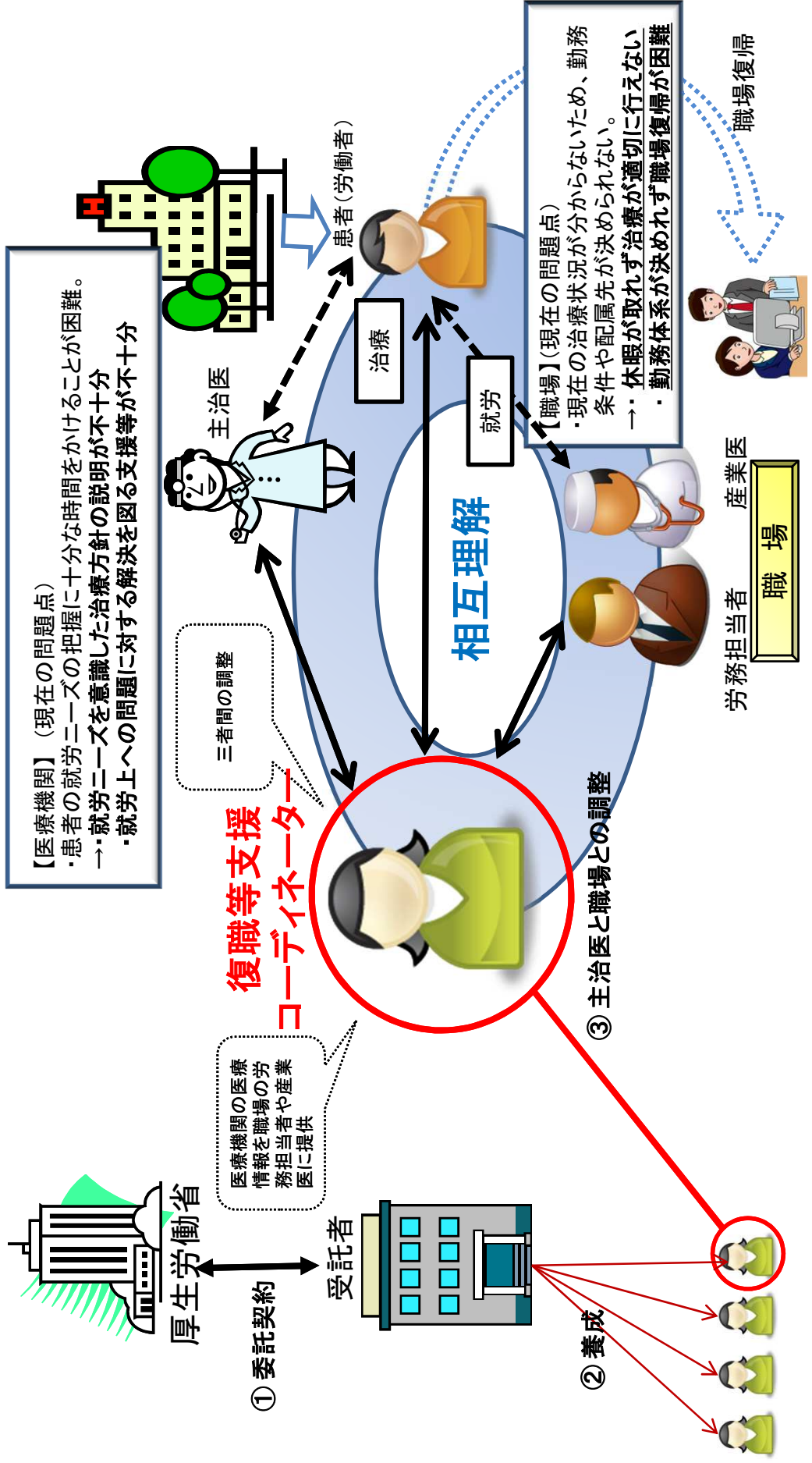
- 2 職業病予防対策の推進
(東電福島第一原発の施設内の緊急医療体制強化への支援)

- 3 過労死等防止対策推進法の施行に要する経費

- 4 未熟練労働者に対する安全衛生教育の推進のための経費

事業名	長期にわたる療養が必要な労働者の復職等支援	平成27年度 概算要求額	54,756(千円)
担当係	企画調整係		
事業の別	社会復帰促進等事業(根拠法令 労働者災害補償保険法第29条第1条第1項)		
実施主体	民間団体		
事業概要	長期療養が必要な疾病を抱えた労働者の復職支援を行う「復職等支援コーディネーター」の養成を行い、医療機関と事業場の橋渡しをすることで、治療を行いながら就労を継続するためのモデル事業を実施する。		
事業の必要性	<p>近年の労働環境の変化等により作業関連疾患が増加しており、また医療技術の進歩に伴い、これまで治らないとされていた疾病が治るようになり、職場復帰を目指して治療を受ける労働者や治療を受けながら就労する労働者等、長期にわたる療養が必要な疾病を抱えた労働者が増加している。</p> <p>しかしながら、長期にわたる療養が必要な疾病を抱えた労働者が治療を終えて職場に復帰する際や治療を行いながら就労継続する際に、企業の人事労務担当者・産業医と病院の主治医間で、当該労働者に係る治療状況や病状等の情報共有が適切に行われず、病院、企業双方において勤務状態・病状等を踏まえた適切な治療・労務管理等が行われない状況が発生しており、長期にわたる治療が必要な疾病を抱えた労働者が職場復帰し、就労継続することが困難となっている。そのため、本事業を実施し、それらの労働者の復職を支援する必要がある。</p>		
社会復帰促進等事業で実施する必要性	本事業は、少子高齢化の急速な進展による労働力人口の減少が見込まれる中、より多くの人々が可能な限り社会の支え手として活躍できるよう、本事業を実施し、被災労働者の復職を支援することで、早期の職場復帰の促進に寄与することから労働者災害補償保険法第29条第1条第1項に適う事業であり、社会復帰促進等事業で実施する必要がある。		
平成27年度重点施策との関係	8. 労働者が安全で健康に働くことができる職場づくり (4)長期療養が必要な労働者の復職等支援 長期にわたって治療等が必要な疾病を抱えた労働者の復職支援を行い、治療を行いながら就労するためのモデル事業を実施する。		
期待される施策効果	長期療養が必要な疾病を抱えた労働者の復職を支援し、被災労働者の早期の職場復帰の促進に資する。		
その他特記事項	—		

- 今後、少子高齢化が進展する中で労働力人口についても大幅な減少が見込まれる一方、長期にわたって、治療等が必要な疾病においては、長期の療養の間、勤務条件の問題等から、罹患前の職場で勤務することが困難となるケースが社会問題となっているところ。
- このため、長期療養が必要な労働者の復職支援を行う「復職等支援コーディネーター」の養成を行い、医療機関と事業場の橋渡しをすることで、治療を行いながら就労を継続するためのモデル事業を実施し、もって被災労働者の職場復帰を図る。



事業名	職業病予防対策の推進 (東電福島第一原発の施設内の緊急医療体制強化への支援)	平成27年度 概算要求額	37,110(千円)
担当係	労働基準局安全衛生部労働衛生課電離放射線労働者健康対策室		
事業の別	安全衛生確保等事業 (根拠法令 労働者災害補償保険法第29条第1項第3号)		
実施主体	民間業者等、厚生労働省		
事業概要	東電福島第一原発をはじめとする原子力発電所における緊急医療体制を強化するため、①緊急医療に精通した医師等のネットワーク(以下「ネットワーク」という。)の永続性の確保及び他の原発への対象拡大のための会合運営、②緊急時に原発内に派遣される専門人材育成のための研修、③原発内外の連携を強化するための地域連絡会の開催、④労災被災者搬送訓練等を実施する。		
事業の必要性	東京電力福島第一原発事故では、事故直後、東京電力が原発構内での労災被災者に対応する医師等を独力で確保できず、官邸指示により、厚生労働省が医師の斡旋等を行った。現在は日本救急医学会が中心となり、「ネットワーク」を構築し、医師の斡旋等を行っているが、ボランティアであり、その継続性が確保されておらず、さらに、他の原発では同様のネットワークが存在しない。このため、本事業において、ネットワークの永続性の確保、支援対象の他原発への拡大、専門人材の育成、原子力施設内外の医療連携の強化、被災者搬送訓練等の実施を促進する必要がある。		
社会復帰促進等事業で実施する必要性	本事業は、東電福島第一原発をはじめとする原子力発電所で働く労働者等が放射線事故に被災した場合等に備えた事業者による専門人材のネットワーク構築等を目的とし、これを支援するものである。 労災発生時の救急対応力の向上を通じて労働者の健康確保に資するものであり、労働者災害補償保険法第29条第1項第3号に適う事業であるため、社会復帰促進等事業で実施することが必要である。		
平成27年度重点施策との関係	10-(1)-②東京電力福島第一原発の作業従事者等の健康安全・労働条件確保対策		
期待される施策効果	東電福島第一原発をはじめとする、原子力発電所内の緊急医療体制の強化を支援することにより、労災発生時の救急対応力の向上などが期待される。		
その他特記事項			

東電福島第一原発等施設内での労災被災者への対応強化への支援

背景

現状

- 原子力施設内の労災被災者への対応体制は事業者責任で整備すべきしかし、東電福島第一原発事故では、医師等を確保できず
- 業務上災害（死亡事案）の発生に伴い、官邸の指示により、厚労省が産医大、労災病院から医師を派遣し、医師の24時間常駐を実現
- 現在は、日本救急医学会等による「ネットワーク」が医師等を斡旋

問題

- 「ネットワーク」はボランティアであるため、継続性は不透明
- 他の原発には同様のネットワークがない
- 事故時対応の専門人材が不足
- 原発外医療機関との連携や搬送訓練が不足

今後、東電福島第一原発では高線量、高濃度下での作業が増加

- 医師等24時間常駐体制が維持できなくなる
- 大量被ばくを伴う事故時に混乱の可能性
- 放医研への搬送に手間取るおそれ
- 他の原発で緊急事態が発生した場合、施設内に派遣される医師が確保できない

対応の方向

- 東電福島第一原発の廃炉作業は事業者任せにせず、国が前面に立つのが政府の方針
- 厚労省として、労災被災者対応に関して、コミットする必要がある
- 電気事業者の責任を明確にしつつ、一定の支援を行う

事業内容

1 緊急時に原発内に派遣される専門人材の育成

- 事故時に施設内に派遣される人材育成に特化
- 実地研修を含む複数回の研修＋生涯研修
- オールジャパンで派遣される人材＋地域医療を熟知した人材
- 研修内容
 - ①線量測定・評価、②防護服・マスク、③除染・養生、④トリアージ・搬送先、⑤内部被ばく予防の薬剤投与、⑥熱中症予防等産業保健指導

支援のあり方

- 26年度中に電気事業者、救急医学会等関係者と協議
- 27年度に、事業委託により対象を限定したモデル的取組の試行
- 28年度以降、モデル試行をふまえ、全原発に対象を広げるとともに、事業費の一部補助へ移行を検討

2 原発内外の連携を強化するための地域連絡会の開催

- 施設内からの患者の搬送と受け入れ病院の特定に特化

3 労災被災者搬送訓練等

- 施設内から医療機関への搬送と受け入れに特化

4 「ネットワーク」の永続性確保及び他原発への対象拡大

- 救急医学会等にワーキンググループ設置
- コーディネータの選任

事業名	過労死等防止対策推進法の施行に要する経費	平成27年度 概算要求額	152,877(千円)
担当係	労働基準局総務課過労死等防止対策推進室		
事業の別	安全衛生確保等事業（根拠法令 労働者災害補償保険法第29条第1項第3号）		
実施主体	民間業者等		
事業概要	<p>「過労死等防止対策推進法」に基づき、以下の事業を実施</p> <p>①企業、労働者等に関する意識や過重労働防止に対する取り組み等についての調査研究</p> <p>②国民の過労死等防止対策の重要性に対する関心と理解を深めるための周知・啓発</p>		
事業の必要性	<p>平成26年に成立・施行された過労死等防止対策推進法において、国は過労死等の防止のための対策を効果的に推進する責務を有するとされている。</p> <p>このため、同法第8条に基づき、過労死等に関する実態の調査等を行う施策（調査研究等）、同法第9条に基づき、過労死等を防止することの重要性について国民の自覚を促し、これに対する国民の関心と理解を深めるための施策（啓発）を実施する必要がある。</p>		
社会復帰促進等事業で実施する必要性	<p>本事業を実施することにより、事業主を含む広く国民の過労死等を防止することの重要性について認識が高まることが期待される。この結果、過労死等がなく、仕事と生活を調和させ、健康で充実して働き続けることのできる社会の実現に寄与することとなる。</p> <p>このように、本事業は、過労死等の防止につながり、労働者の健康の確保に資するものであることから、労働者災害補償保険法第29条第1項第3号に適う事業であり、社会復帰促進等事業として実施する必要がある。</p>		
平成27年度重点施策との関係	<p>1. 働き方改革の実現</p> <p>（1）柔軟で多様な働き方の実現とワーク・ライフ・バランスの推進</p> <p>⑤過重労働解消に向けた取組の推進</p>		
期待される施策効果	<p>過労死等の防止について国民の認識が高まることにより、過労死等がなく、仕事と生活を調和させ、健康で充実して働き続けることのできる社会の実現が期待される。</p>		
その他特記事項			

過労死等防止対策推進法について

総則

目的 近年、我が国において過労死等が多発し大きな社会問題となっていること及び過労死等が、本人はもとより、その遺族又は家族のみならず社会にとっても大きな損失であることに鑑み、過労死等に関する調査研究等について定めることにより、過労死等の防止のための対策を推進し、もって過労死等がなく、仕事と生活を調和させ、健康で充実して働き続けることのできる社会の実現に寄与することを目的とすること。

定義 過労死等：業務における過重な負荷による脳血管疾患若しくは心臓疾患を原因とする死亡若しくは業務における強い心理的負荷による精神障害を原因とする自殺による死亡又はこれらの脳血管疾患若しくは心臓疾患若しくは精神障害

基本理念 過労死等の防止のための対策は、

- 1 過労死等に関する実態が必ずしも十分に把握されていない現状を踏まえ、過労死等に関する調査研究を行うことにより過労死等に関する実態を明らかにし、その成果を過労死等の効果的な防止のための取組に生かすことができるようにするとともに、過労死等を防止することの重要性について国民の自覚を促し、これに対する国民の関心と理解を深めること等により、行われなければならないこと。
- 2 国、地方公共団体、事業主その他の関係する者の相互の密接な連携の下に行われなければならないこと。

国の責務等 国、地方公共団体、事業主及び国民の責務を規定

過労死等防止啓発月間

国民の間に広く過労死等を防止することの重要性について自覚を促し、これに対する関心と理解を深めるため、過労死等防止啓発月間（11月）を規定

年次報告 政府は、毎年、国会に、我が国における過労死等の概要及び政府が過労死等の防止のために講じた施策の状況に関する報告書を提出しなければならないことを規定

過労死等の防止のための対策に関する大綱

政府は、過労死等の防止のための対策に関する大綱を定めなければならないことを規定

過労死等の防止のための対策

①調査研究等（※）、②啓発、③相談体制の整備等、④民間団体の活動に対する支援を規定

※ 国は、過労死等に関する調査研究等を行うに当たっては、過労死等が生ずる背景等を総合的に把握する観点から、業務において過重な負荷又は強い心理的負荷を受けたことに関連する死亡又は傷病について、事業を営む個人や法人の役員等に係るものを含め、広く当該過労死等に関する調査研究等の対象とするものとすることを規定

過労死等防止対策推進協議会

厚生労働省に、過労死等の防止のための対策に関する大綱を定めるに際して意見を聴く、当事者等、労働者代表者、使用者代表者及び専門的知識を有する者をもって構成される過労死等防止対策推進協議会を設置

過労死等に関する調査研究等を踏まえた法制上の措置等

政府は、過労死等に関する調査研究等の結果を踏まえ、必要があると認めるときは、過労死等の防止のために必要な法制上又は財政上の措置その他の措置を講ずるものとすることを規定

※施行期日：平成26年11月1日

過労死等防止対策推進法の施行に要する経費

国の責務

国は、過労死等の防止のための対策を効果的に推進する責務を有する。

過労死等の防止のための対策の基本理念

過労死等に関する調査研究を行うことにより過労死等に関する実態を明らかにする

調査研究

・企業、労働者等を対象として、過労死等に関する意識や過重労働防止に対する取組状況等についての調査・研究を実施

過労死等を防止することの重要性について国民の自覚を促し、これに対する国民の関心と理解を深める

周知・啓発

・各種媒体を活用した周知・啓発を実施
・11月の「過労死等防止啓発月間」に全国でシンポジウムを開催

過労死等がなく、仕事と生活を調和させ、健康で充実して働き続けることのできる社会の実現に寄与

事業名	未熟練労働者に対する安全衛生教育の推進のための経費	平成27年度 概算要求額	6,567(千円)
担当係	労働基準局安全衛生部安全課物流・サービス・マネジメント班		
事業の別	安全衛生確保等事業(根拠法令 労働者災害補償保険法第29条第1項第3号)		
実施主体	民間業者等		
事業概要	労働災害が多い製造業、とりわけ安全管理体制が脆弱で安全衛生教育のノウハウの乏しい中小規模事業場において、未熟練労働者に対する安全衛生教育がより効果的に行われるよう、未熟練労働者への安全衛生教育の実態等をヒアリングし、安全衛生教育の実施に係る事業者向けマニュアルを策定する。		
事業の必要性	改訂版「日本再興戦略」(平成26年6月24日)における雇用制度改革の中で「失業なき労働移動の実現／マッチング機能の強化／多様な働き方の実現」が掲げられているなど、今後、未熟練労働者の増加が見込まれることから、未熟練労働者への安全対策、とりわけ安全衛生教育の充実が一層重要となっている。		
社会復帰促進等事業で実施する必要性	本事業は、未熟練労働者に対する安全衛生教育を効果的に行えるよう、事業者向けマニュアル策定等を行うものであり、労働災害の防止に資することから、労働者災害補償保険法第29条第1項第3号に適う事業であるため、社会復帰等事業として実施することが必要である。		
平成27年度重点施策との関係	8-(1)-②業種の特性に応じた労働災害防止対策の推進		
期待される施策効果	事業者による安全衛生教育を促進することにより、労働災害防止に資することが期待される。		
その他特記事項			

未熟練労働者に対する安全衛生教育の充実・強化の推進（新規）

未熟練労働者の労働災害を巡る現状

○第12次労働災害防止計画（平成25年～29年の5年間）の計画目標『休業4日以上¹の死傷者数を15%以上（1.8万人）減少させること』
⇒ 1年当たり3%の減少が必要。

計画初年の25年は1%の減少にとどまる。

○休業4日以上¹の死傷者数（12万人）のうち

約4割（4.5万人）が経験3年未満の「未熟練労働者」。

また、未熟練労働者の死傷者数は、計画初年の25年に2%の増加

●先の国会（第186回通常会）でも、（特に未熟練労働者が多く就労する非正規労働者や派遣労働者を挙げ）、未熟練労働者に係る労働災害防止対策、とりわけ安全衛生教育の必要性について、複数の議員から指摘。

- ・計画目標の達成に危機感
- ・目標達成のため、災害の多い
- ・『未熟練労働者の安全対策』

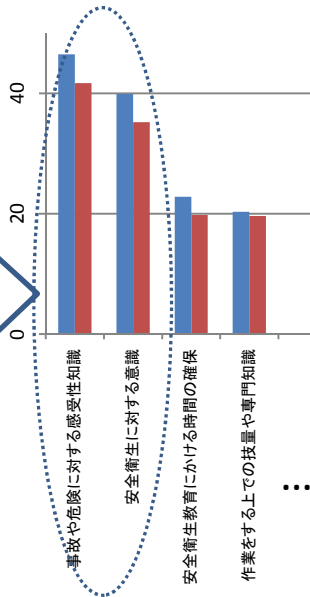
に取り組む必要

災害事例

- ①刃物を使用する際、少し切るだけで、手袋を使用しなかつたため手を切削
- ②化学物質を取り扱った際、保護めがねを取りに居るのが面倒であったため、使用せずに行つたところ目に入り被災

未熟練労働者の安全衛生上の課題で特に重要な課題

事故や危険に対する感受性知識や安全衛生に対する意識を上げる事業所が多い。



未熟練労働者の内訳

■ 若年労働者

■ 経験年数が浅い労働者

未熟練労働者の安全対策の課題

○事業者にとって「未熟練労働者の安全衛生上の課題」

「事故や危険に対する感受性や知識」や「安全衛生に対する意識」が多い



未熟練労働者に対する「危険感受性」「安全意識や姿勢」等に関する安全衛生教育に苦慮 ※機械の操作方法や作業手順などについては苦慮していない。

未熟練労働者に対する安全衛生教育が効果的となるよう支援

◎未熟練労働者に対する安全衛生教育の内容（労働災害の発生機序、被災影響、保護具の重要性、安全行動の原則など事業者にとって苦慮している部分を重点）、教材、方法（ノウハウ）をまとめた「マニュアル」を作成。

※安全衛生教育に十分なノウハウが無い、研修施設等の確保が困難、教育にかかる時間確保が難しい…等の中小企業を念頭に作成。

検討会の設置（委員6名）：

検討5回＋事業場ヒアリング（安全衛生教育の実態や好事例等の把握）30箇所

（災害発生率：労働者1,000人当たりの災害発生件数）

- ・未熟練労働者（経験3年未満）の労働災害は、4.5万人中、1.1万人（1/4）が製造業
- ・未熟練労働者の災害発生率 全産業2.9に対し製造業5.7
- ・製造業における災害発生率 未熟練労働者5.7
- ・熟練労働者 1.9



（経験3年以上）
製造業を対象

都道府県労働局・労働基準監督署が、未熟練労働者を雇用する事業者（特に災害発生事業場）に対し、具体的な安全衛生教育を指導